

## 田辺市修学奨学生（入学準備金）募集要項（令和3年度）

1. 勉学への意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な生徒を対象に、田辺市修学奨学生（奨学金）を募集します。

### 2. 奨学金の区分

「無利子貸与」（卒業後6か月経過後10年以内に返還）

### 3. 奨学金の募集条件等

#### (1) 募集奨学生（奨学金）の種別

令和3年4月に大学・短期大学の1学年、又は修業年限2年以上の専修学校専門課程の1学年へ進学を希望している者。（大学への編入学を含む。）

※令和3年度において、上記の学校に入学予定の者を対象とします。

※通信教育、専攻科、別科、大学院は除きます。

※専修学校とは、学校教育法第124条に規定される学校であり、第134条に規定される各種学校は含まれません。

※専修学校のうち対象となるのは、専門課程とします。

#### (2) 募集条件

①保護者が田辺市に住民登録があること。

②世帯所得が、田辺市修学奨学生所得基準の基準額以下であること。

③保護者が市税を完納していること。

#### (3) 奨学金貸与月額及び採用人数 **50万円以内**

5人程度採用（ただし、予算の範囲内での採用となります。）

（選考により貸与者を決定しますので、応募者全員に貸与できるとは限りません。）

#### (4) 募集期間等

①令和2年10月1日（木）～令和2年10月23日（金）

②選考委員会で選考の上、11月下旬に採用者に内定等の通知を行います。

③内定者を対象に、12月中に面談（奨学生と保護者）を行う予定です。

#### (5) 貸与時期等

大学等の合格内定後、速やかに合格通知書等の写し、誓約書及び借用証書等の必要書類を提出してください。

入学準備金は、誓約書等の必要書類を提出していただいてから約1～2週間後に一括して貸与します。

※借用証書には連帯保証人2名が必要です。

（連帯保証人は、奨学生の扶養者（親権者）及び別世帯で独立して生計を営む方とします。）

また、連帯保証人となる本人に自著、押印いただくとともに、印鑑証明書の添付が必要です。

#### (6) 提出書類

①田辺市修学奨学生（入学準備金）願書（様式1、申請者用）

②令和2年度所得証明書（令和元年中の所得を証明したもの）

※就学前児童及び就学者以外の家族全員について必要です。（専従者、年金所得者も必要）

「就学者」とは：小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、特別支援学校、専修学校（学校教育法第124条に規定される学校で、第134条に規定される各種学校は含まれません）に在学する者。

③市税完納証明書（保護者分）

④専修学校への進学を予定している場合は、当該専修学校の募集要項等（学校の内容及び授業料等の内容がわかるもの）を添付してください。

※各証明書は市役所税務課・各連絡所又は、行政局住民福祉課で交付しています。

※本人以外の方が代理で上記②・③の証明書の交付を申請する場合、委任状が必要です。ご注意ください。ご家族の証明書の交付を申請する場合も委任状が必要です。

※入学準備金と併せて奨学金に応募する場合は、別に奨学金の願書を提出してください。

また、提出書類の内、上記②・③の証明書は、原本を奨学金の願書に添付してください。入学準備金の願書への添付はコピーでも可とします。

#### (7)提出先

上記の提出書類を期日までに在学する学校に提出してください。その際、学校長に入学準備金推薦調書の作成を依頼してください。

※高等学校等は、生徒からの上記書類をご確認のうえ、

①田辺市修学奨学生（入学準備金）推薦調書（様式2、高等学校用）

②成績証明書（成績見込証明書）を添付し田辺市教育委員会教育総務課に送付してください。

#### (8)その他

①入学準備金の貸与を受けた奨学生は、大学等への入学後、田辺市教育委員会が指定する期日までに在学証明書を提出してください。

②入学準備金の貸与を受けた後に、都合により大学等に進学しなかった場合は、貸与金は一括返還をお願いすることになりますのでご注意ください。

#### 4. お問い合わせ等は、田辺市教育委員会教育総務課又は各教育事務所へ

教育委員会教育総務課 電話 0739-26-9941

龍神教育事務所 電話 0739-78-0301

中辺路教育事務所 電話 0739-64-0504

大塔教育事務所 電話 0739-48-0212

本宮教育事務所 電話 0735-42-1164

#### 田辺市修学奨学生所得基準表（※令和元年中所得）

世帯人員	基準額（世帯所得合計額）
1人	176万円
2人	272万円
3人	369万円
4人	459万円
5人	547万円
6人	634万円
7人	721万円

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに87万円を世帯人員7人の基準額に加算する。